

【表紙】

【発行登録番号】	7 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 9月29日
【会社名】	株式会社イトーキ
【英訳名】	ITOKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 湊 宏司
【本店の所在の場所】	大阪市中央区淡路町一丁目 6 番11号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項なし
【事務連絡者氏名】	該当事項なし
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	東京 0 3 (6 9 1 0) 3 9 1 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 田中 有美
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2025年10月7日)から2年を経過する日(2027年10月6日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 10,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社イトーキ東京本社 (東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

借入金返済資金、運転資金及び設備投資資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第75期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） 2025年3月26日関東財務局長に提出
事業年度 第76期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日） 2026年3月31日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第77期（自 2026年1月1日 至 2026年12月31日） 2027年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第76期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日） 2025年8月7日関東財務局長に提出
事業年度 第77期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日） 2026年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第78期中（自 2027年1月1日 至 2027年6月30日） 2027年8月16日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2025年9月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年4月21日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2025年9月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社イトーキ本店
（大阪市中央区淡路町一丁目6番11号）
株式会社イトーキ東京本社
（東京都中央区日本橋二丁目5番1号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし